

腰痛の労災認定基準について（基発第750号要約）

1 災害性の原因による腰痛の労災認定

- ① 業務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められること
又は、通常の動作と異なる動作による急激な力の作用が業務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められること
- ② かつ、腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させた医学的に認められること

具体例：重量物の運搬作業中に転倒した場合や、重量物を2人で担いで運搬する最中にその内の1人が滑って肩から荷を外した場合
具体例：持ち上げる重量物が予想に反して、重かったり、逆に軽かったりする場合や、不適当な姿勢で重量物を持ち上げた場合

注意：業務中にいわゆる「ぎっくり腰」等の腰痛が発症する場合がありますが、上記に該当するような災害性の原因が認められた場合に発症した腰痛を業務上の疾病として取り扱います。

注意：腰痛には発症直後に椎間板ヘルニアを発症したり、あるいは症状の動揺を伴いながら後になって椎間板ヘルニアの症状が顕在化することもあるので椎間板ヘルニアを伴う腰痛についても災害性の原因による腰痛として補償の対象となる場合があります。

注意：腰痛の既往症又は基礎疾患(例えば椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等)のある者であって腰痛そのものは消退又は軽快している状態にあるとき、業務遂行中に生じた前記の災害性の原因により再び発症又は増悪し、療養を要すると認められるときは、これらの腰痛についても業務上の疾病として取り扱います。

2 災害性の原因によらない腰痛の労災認定

- ① 重量物を取り扱う業務等腰部に過度の負担のかかる業務に従事する労働者に腰痛が発症した場合で
- ② かつ、作業態様、従事期間及び身体的条件からみて、当該腰痛が業務に起因して発症したものと医学的に認められること

基準：次のような業務に比較的短期間(約3か月以上)従事したことによる筋肉等の疲労が原因の場合

- ・ 約20kg以上の重量物又は重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う業務(港湾荷役など)
- ・ 毎日数時間程度、腰にとって極めて不自然な姿勢を保持して行う業務(配電工(柱上作業)など)
- ・ 長時間立ち上がることができず、同一の姿勢を持続して行う業務(長距離トラックの運転業務など)
- ・ 腰に著しく大きな振動を受ける作業を継続して行う業務(車両系建設用機械の運転業務など)

基準：次のような重量物を取り扱う業務等に相当長期間(約10年以上)にわたって継続した場合に発症した慢性的な腰痛

- ・ 約30kg以上の重量物を労働時間の3分の1程度以上取り扱う業務
- ・ 約20kg以上の重量物を労働時間の半分程度以上取り扱う業務
- ・ 上記と同程度に腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務

注意：前記に該当する業務に長年にわたって従事した労働者に発症した腰痛については、胸腰椎に著しく病的な変性(高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等)が認められ、かつ、その程度が通常の加齢による骨変化の程度を明らかに超えるものについては業務上の疾病として取り扱います。

注意：エックス線上の骨変化が認められるものとしては、変形性脊椎症、骨粗鬆(しょう)症、腰椎分離症、すべり症等があります。この場合、変形性脊椎症は一般的な加齢による退行性変性としてみられるものが多く、骨粗鬆症は骨の代謝障害によるものであるため腰痛の業務上外の認定に当たってはその腰椎の変化と年齢との関連を特に考慮する必要があります。腰椎分離症、すべり症及び椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ないとされています。

3 業務上外の認定に当たっての一般的な留意事項

腰痛を起こす負傷又は疾病は、多種多様であるので腰痛の業務上外の認定に当たっては傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、作業状態(取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等)、当該労働者の身体的条件(性別、年齢、体格等)、素因又は基礎疾患、作業従事歴、従事期間等認定上の客観的な条件の把握に努めるとともに必要な場合は専門医の意見を聴く等の方法により認定の適正を図ることとされています。

腰痛の既往症又は基礎疾患のある者に上記の1又は2の事由により腰痛が発症し増悪した場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限り、ただし、その状態に回復させるための治療の必要上既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えありません。

業務上の腰痛は、適切な療養によればほぼ3、4ヵ月以内にその症状が軽快するのが普通です。特に症状の回復が遅延する場合でも1年程度の療養で消退又は固定するものと考えられます。しかし、腰痛のうち胸腰椎に著しい病変が認められるものについては、必ずしも上記のような経過をとるとは限りません。

業務上の腰痛が一旦治癒した後、他に明らかな原因がなく再び症状が発現し療養を要すると認められるものについては、業務上の腰痛の再発として取り扱います。ただし、業務上の腰痛が治癒後1年以上の症状安定期を経た後に他に原因がなく再発することは非常に稀であると考えられています。